

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	和光市 個人住民税関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

和光市長

公表日

令和5年10月18日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	個人住民税関係事務								
②事務の内容	個人住民税を賦課するにあたり、地方税法に基づき、住民・各機関から給与支払報告書や確定申告書等の申告資料を提出していただき、それらをもとに住民の所得や控除等の情報を把握している。把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。 なお、情報提供ネットワークシステム(他団体との情報連携)を利用するために、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「団体内統合宛名システム」及び「中間サーバー」についても利用する。								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	個人住民税システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者管理機能: 課税権のある住民に関する情報を管理する。 ・当初資料管理機能: 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 ・課税情報管理機能: 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 ・期割情報管理機能: 個人市県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 ・扶養情報管理機能: 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 ・通知書発行機能: 納税通知書などの通知書を発行する。 ・課税・非課税証明書発行機能: 課税・非課税証明書を発行する。 ・他団体への通知機能: 他団体あてに294-3通知や税務署連絡せん等の通知書を発行する。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()									
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	申告受付システム								
②システムの機能	確定申告の受付に伴い、確定申告書や住民税申告書等作成・当初賦課資料の管理を行う。把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課・徴収を行う。								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()									

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	納税管理人システム
②システムの機能	転出した納税義務者に代わって納税管理を行う納税納管人、死亡した納税義務者の納税義務を承継した相続人の情報を管理する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム7	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・住記情報、住登外情報を管理し、住登外情報の異動管理を行う(住所変更、氏名変更)。 ・業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。 ・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。 ・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。 ・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。 ・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)
システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ・特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・特定個人情報を副本として、維持・管理する。 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル ※次のファイルで構成されるデータベースファイル 1. 当初資料ファイル(資料のイメージファイルを含む)、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 課税台帳ファイル、6. 事業所情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・各種課税資料(給与支払報告書・公的年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書等)の提出者及び扶養者・納税義務者の納税管理人及び相続人
その必要性	・当初資料をもとにした適切な課税のために、各種課税資料に記載されている特定個人情報を保有・転出した納税義務者の納税納管人、死亡者の納税義務を承継した相続人の情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (技術的事項(エラーコードなど))
その妥当性	・識別番号: 対象者の正確な特定、及び提出された資料に記載された情報保有 ・連絡先等情報 4情報: 個人特定時の真正性確認のため保有 連絡先: 対象者が特定できなかった場合の連絡先として保有 その他住民票関係情報: 対象者の賦課期日住所、世帯情報を把握するために保有 ・業務関係情報 国税関係情報、地方税関係情報: 賦課実施のための根拠 生活保護関係情報、障害者関係情報: 正確な賦課実施のための判断情報として保有 医療保険情報、介護・高齢者関係情報: 社会保険料控除把握のため保有 年金特徴関係情報: 年金特徴を行うかの判定や年金特徴の天引き判定するために保有 技術的事項: 正確な賦課実施のためにエラーコードを保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	総務部課税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（ 戸籍住民課、収納課、社会援護課 ） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ 国税庁、年金支払者 ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ 給与支払者、申告特例申請受付自治体 ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ 給与支払者 ） <input type="checkbox"/> その他（ 給与支払者、公的年金等支払者 ）								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ eLTAX ）								
③使用目的 ※	正確な賦課決定を行うための資料や情報の管理								
④使用の主体	使用部署	総務部課税課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 賦課決定に関する事務 ・提出された資料を個人特定し、対象者毎に資料を一本化する。 ・記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 ・生活保護対象者や障害者である場合には、必要に応じて控除額の変更や非課税判定を行う。 2. 扶養調査に関する事務 ・提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 ・未申告の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3. 徴収方法判断に関する事務 ・給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した住民税の徴収方法を判断する。 ・前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を実施する。 4. 情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーと連携を行う。								
	情報の突合	(1) 申告資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う【上記1、2、3】 (2) 障害者関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記1】 (3) 生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記1】							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (4) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システムの運用・保守	
①委託内容	システムの運用・保守、年次・月次での一括処理等の委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	AGS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	資料のデータ化代行	
①委託内容	各紙資料をデータ化・イメージ化する作業の代行	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	AGS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前の書面による申出による承諾
	⑥再委託事項	イメージ作成業務、データパンチ業務
委託事項3	eLTAXの接続	
①委託内容	eLTAXの接続	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前の書面による申出による承諾
	⑥再委託事項	システム操作、運用、バージョンアップ作業に係る連絡及び問い合わせ対応 地電協及びポータルセンターからの情報連絡
委託事項4	発送物の印刷・封入・封緘	
①委託内容	納税・税額通知書、未申告通知、住民税申告書、各種リスト等の印刷・封入・封緘等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	AGS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前の書面による申出による承諾
	⑥再委託事項	封入封緘業務、製本業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (65) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (27) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣(日本年金機構)等、年金支給者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	年金特別徴収情報(依頼情報・天引結果情報・中止情報)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)
提供先2～5	
提供先2	給与支払者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	給与特別徴収情報(住所、氏名、税額等)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAX)
⑦時期・頻度	年次(5月)、月次
提供先3	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、第14号
②提供先における用途	国税に関する調査
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国税連携、端末検索)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	月次、随時	
提供先4	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、第15号	
②提供先における用途	地方税の賦課徴収	
③提供する情報	個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先5	市区町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、第15号	
②提供先における用途	地方税の賦課徴収	
③提供する情報	個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (eLTAX)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
提供先6～10		
提供先6	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1に記載する60件の事務に係る提供先)	
①法令上の根拠	別紙1に記載する番号法第19条第8号 別表第二の各項	
②提供先における用途	別紙1に記載する番号法第19条第8号 別表第二の各項において定める事務	
③提供する情報	別紙1に記載する番号法第19条第8号 別表第二の各項において定める地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」で、②の事務の対象者。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1	番号法第9条第1項別表第一に定める事務の所管部署（別紙2-1に記載する23件の事務に係る移転先）
①法令上の根拠	別紙2-1に記載する番号法第9条第1号 別表第一の各項
②移転先における用途	別紙2-1に記載する番号法第9条第1号 別表第一の各項において定める事務
③移転する情報	別紙2-1に記載する対象情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」で、②の事務の対象者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他（別紙2-1に記載する移転方法） <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	別紙2-1に記載する時期、頻度
移転先2～5	
移転先2	和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一に定める事務の所管部署（別紙2-2に記載する4件の事務に係る移転先）
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、別紙2-2に記載する和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二の各項
②移転先における用途	別紙2-2に記載する和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二の各項において定める事務
③移転する情報	別紙2-2に記載する対象情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙2-2に記載する対象者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	別紙2-2に記載する時期、頻度
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ●メインデータ 個人住民税ファイルのメインデータは、運用保守事業者のデータセンター内において、個人住民税システムを運用しているクラウド基盤上で保管されており、ISO/IEC27017を取得したデータセンター施設において入退室管理その他の厳格な情報セキュリティ対策が行われている施設で管理、運用が行われている。 ●バックアップデータ 個人住民税ファイルのバックアップデータは、以下のとおり保存されている。 <ol style="list-style-type: none"> ①バックアップサーバ ・バックアップサーバは庁舎内の監視カメラやカードキーでの入退室管理を行っている部屋で施錠可能なサーバラック内に設置している。 ・庁内のサーバ設置場所への入退室のカードキー及びサーバラックの鍵は使用記録を取っている。 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 ②クラウドサービス内のバックアップ用ストレージ ・障害時にデータ復元用として、クラウドサービス内において、バックアップデータを別途ストレージ（専用NAS・冗長構成）に保存。 ・保管場所に係る安全管理措置は、メインデータと同じ場所と同様の措置が講じられている。 ●中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ●審査システム（eLTAX）の審査サーバ及び国税連携システム（eLTAX）の受信サーバにおける措置 ・有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋（サーバ室）に設置した施錠可能なラック内に保管する。 ・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人住民税ファイル>

1. 当初資料ファイル

- ・給与支払報告書
 - ・宛名番号・年度分・算定団体コード
 - ・バッチ連番・処理コード・資料番号
 - ・合算区分・申告区分・徴収区分
 - ・指定番号・整理番号・受給者番号
 - ・パンチ氏名カナ・パンチ生年月日・専給区分
 - ・給与収入一般・給与収入専従・給与特定控除
 - ・給与所得・所得控除合計・源泉徴収税額
 - ・源泉徴収税額内未納・源泉徴収税額計算値・(源泉)控除対象配偶者あり
 - ・(源泉)控除対象配偶者あり(老人)・配偶者(特別)控除・扶養__特定
 - ・扶養__同居老親・扶養__老人合計・扶養__一般
 - ・扶養__障害(特別同居)・扶養__障害(特別合計)・扶養__障害(その他)
 - ・控除__小規模企業共済等掛金・控除__社会保険料・控除__生命保険料
 - ・控除__損害保険料・控除__住宅取得特別・定率控除額
 - ・前職分給与・配偶者所得・生命保険__個人年金支払額
 - ・損害保険__長期支払額・本人__夫あり・本人__未成年
 - ・乙欄区分・本人__特別障害・本人__その他障害
 - ・本人__老年者・本人__寡婦・本人__寡夫
 - ・本人__勤労学生・死亡退職・災害者
 - ・外国人・就退職区分・就退職年月日
 - ・算入強制区分・強制親区分・警告エラー無視サイン
 - ・併徴先判定区分・エラー区分・エラー内容
 - ・作成日・更新日・更新時間
 - ・更新職員宛名番号・更新端末番号・国民年金保険料等
 - ・転送区分・転送先コード・転送日
 - ・年調区分・住宅取得等特別控除可能額・住宅居住開始年月日1
 - ・住宅居住開始年月日2・住宅借入金等年末残高1・住宅借入金等年末残高2
 - ・住宅借入区分1・住宅借入区分2・住宅借入区分3
 - ・エラー詳細コード・年少扶養人数・生命保険__支払額
 - ・新生命保険__支払額・新生命保険__個人年金支払額・生命保険__介護医療支払額
 - ・訂正区分・条約免除区分・特定取得区分1・特定取得区分2
 - ・住宅借入金等特別控除適用数・非居住者である親族の数・控除対象扶養親族の欄外記載有無
 - ・16歳未満扶養親族の欄外記載有無・パンチイメージ番号・摘要欄
 - ・給与__所得金額調整控除額・控除__基礎・本人__ひとり親
-
- ・年金支払報告書
 - ・宛名番号・年度分・算定団体コード
 - ・バッチ連番・処理コード・資料番号
 - ・合算区分・入力区分・徴収区分
 - ・指定番号・パンチ生年月日・パンチ氏名カナ
 - ・年金収入・年金所得・源泉徴収税額
 - ・源泉徴収税額内未納・源泉徴収税額計算値・定率控除額
 - ・配偶者所得・配偶者(特別)控除・源泉控除対象配偶者あり
 - ・源泉控除対象配偶者あり(老人)・本人__特別障害・本人__その他障害
 - ・本人__老年者・本人__寡婦・本人__寡夫
 - ・本人__勤労学生・扶養__特定・扶養__同居老親
 - ・扶養__老人合計・扶養__一般・扶養__障害(特別同居)
 - ・扶養__障害(特別合計)・扶養__障害(その他)・控除__社会保険料
 - ・算入強制区分・強制親区分・本人__夫あり
 - ・警告エラー無視サイン・エラー区分・エラー内容
 - ・作成日・更新日・更新時間
 - ・更新職員宛名番号・更新端末番号・転送区分
 - ・転送先コード・転送日・年調区分
 - ・エラー詳細コード・年少扶養人数・訂正区分・非居住者である親族の数

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

- ・確定申告書、住民税申告書
- ・宛名番号・年度分・算定団体コード
- ・バッチ連番・処理コード・資料番号
- ・合算区分・申告区分・徴収区分
- ・指定番号・整理番号・受給者番号
- ・パンチ生年月日・パンチ氏名カナ・納税者番号
- ・務署連絡区分・警告エラー無視サイン・強制課税区分
- ・手入力区分・所得__営業等・所得__営業(営業等内訳)
- ・所得__他事(営業等内訳)・所得__漁業(営業等内訳)・所得__農業
- ・所得__肉用牛(免税・免外計)・所得__肉用牛(免外売却価格)・所得__不動産
- ・所得__利子・所得__配当(配当控除適用分)・所得__配当(配当控除適用無分)
- ・所得__配当(少額)・所得__給与・所得__公的年金
- ・所得__雑・所得__譲渡一時・所得__一時(2分の1前)
- ・所得__総合短期・所得__総合譲渡長期(2分の1前)・所得__退職
- ・所得__分離山林・所得__分離事業雑・所得__分離短期
- ・所得__分離短期軽減・所得__分離長期(一般)・所得__分離長期(優良)
- ・所得__分離長期(居住)・所得__分離上場株式・所得__分離未公開株式
- ・所得__分離先物取引・合計所得金額・総所得金額
- ・総所得金額等・純損失の金額・雑損失の金額
- ・先物取引繰越控除・専従者控除__配偶者・専従者控除__その他
- ・平均課税(前々年変動所得)・平均課税(前年の変動所得)・平均課税(変動所得)
- ・平均課税(臨時所得)・特別控除__一時・特別控除__総合譲渡
- ・特別控除__短期・特別控除__短期軽減・特別控除__長期(一般)
- ・特別控除__長期(優良)・特別控除__長期(居住)・特別控除__山林
- ・特別控除__上場株式・特別控除__未公開株式・給与収入(一般)
- ・給与収入(専従)・給与(特定控除)・公的年金収入
- ・本人__特別障害・本人__その他障害・本人__老年者
- ・本人__寡婦・本人__寡夫・本人__勤労学生
- ・本人__未成年・本人__夫あり・同一生計配偶者あり
- ・同一生計配偶者あり(老人)・配偶者所得__扶養__一般
- ・扶養__特定・扶養__老人同居・扶養__老人合計
- ・扶養__障害(特別同居)・扶養__障害(特別合計)・扶養__障害(その他)
- ・青色申告区分・専従者__配偶者・専従者__その他
- ・非課税所得区分1・非課税所得金額1・控除__雑損
- ・控除__医療費・控除__社会保険料・控除__小規模企業共済等掛金
- ・控除__生命保険料・控除__損害保険料・控除__寄附金
- ・控除__配偶者特別・控除__配偶者・控除__本人
- ・控除__扶養・控除__障害(扶養控除内数)・控除__基礎
- ・生命保険__支払額・生命保険__個人年金支払額・損害保険__地震支払額
- ・損害保険__長期支払額・所得控除__合計・退職__退職収入(現年課税分)
- ・退職__所得税用退職所得・退職__勤続年数・退職__障害区分
- ・所得税__控除__損害保険料・所得税__控除__生命保険料・所得税__控除__配偶者特別
- ・所得税__控除__寄附金・所得税__合計所得・所得税__所得控除計
- ・所得税__その他税額控除・所得税__所得税額・計算値__合計所得金額
- ・計算値__控除額合計・計算値__配当控除・計算値__特別減税額
- ・計算値__所得税額・収入__営業等・収入__営業(営業等内数)
- ・収入__漁業(営業等内数)・収入__他事(営業等内数)・収入__農業
- ・収入__肉用牛・収入__不動産・収入__利子
- ・収入__配当(配当控除適用分)・収入__配当(配当控除適用無分)・収入__配当(少額配当分)
- ・収入__雑・収入__一時・収入__総合譲渡短期
- ・収入__総合譲渡長期・収入__分離事業・雑
- ・収入__分離短期・収入__分離短期軽減・収入__分離長期(一般)
- ・収入__分離長期(優良)・収入__分離長期(居住)・収入__分離山林
- ・収入__分離上場株式・収入__分離未公開株式・収入__分離先物取引
- ・特例摘要条文長期・特例摘要条文短期・特例摘要条文予備
- ・トラ一区分・トラ一内容・作成日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 当初資料ファイル

- ・扶養関係
- ・宛名番号 ・年度分 ・扶養者宛名番号
- ・扶養関係コード ・履歴連番 ・作成日
- ・更新日 ・更新時間 ・更新職員宛名番号
- ・更新端末番号 ・照会区分 ・被扶養者宛名番号

・申告特例通知書

- ・宛名番号 ・年度分 ・算定団体コード
- ・バッチ連番 ・処理コード ・資料番号
- ・寄附先コード ・パンチ氏名かな ・パンチ生年月日
- ・パンチ性別 ・合計寄附金額 ・入力日
- ・算入強制区分 ・作成日 ・更新日
- ・更新時間 ・更新職員宛名番号 ・更新端末番号
- ・訂正区分

・記載番号情報

- ・宛名番号 ・年度分 ・バッチ連番
- ・処理コード ・合算区分 ・対象区分
- ・記載順 ・記載個人番号 ・作成日
- ・更新日 ・更新時間 ・更新職員宛名番号
- ・更新端末番号

2. 障害者ファイル

・賦課期日情報

- ・宛名番号 ・年度 ・算定団体コード
- ・履歴連番 ・氏名カナ ・氏名漢字
- ・生年月日 ・性別 ・町名
- ・番地 ・方書 ・地区コード
- ・行政区コード ・班コード ・世帯番号
- ・世帯主かな ・世帯主氏名漢字 ・記載順位
- ・続柄名 ・続柄区分 ・続柄コード1
- ・続柄コード2 ・続柄コード3 ・続柄コード4
- ・現存区分 ・人格区分 ・住民となる判定日
- ・住民となる事由 ・住民でなくなる日 ・住民でなくなる事由
- ・転出確定区分 ・配偶者宛名番号 ・生活保護区分
- ・障害者区分1 ・障害者区分2 ・障害者区分3
- ・国保資格 ・介護保険資格 ・国民年金資格
- ・国民年金記号 ・国民年金番号 ・後期高齢資格
- ・各種情報2 ・各種情報3 ・各種情報4
- ・申告書作成区分 ・前年申告区分 ・前年徴収区分
- ・本人__老年者 ・本人__未成年 ・作成日
- ・更新日 ・更新時間 ・更新職員宛名番号
- ・更新端末番号 ・郵便番号 ・郵便番号BC
- ・住登外課税区分 ・市町村コード ・申告発送日
- ・生保開始日 ・生保終了日 ・詳細コード
- ・発送管理1 ・発送管理2 ・発送管理3
- ・発送管理4 ・発送管理5 ・発送管理6
- ・発送管理7

3. 生活保護ファイル

・賦課期日情報

- ・宛名番号 ・年度 ・算定団体コード
- ・履歴連番 ・氏名カナ ・氏名漢字
- ・生年月日 ・性別 ・町名

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

4. 年金特徴ファイル

- ・年金特徴対象者情報
- ・捕捉年度 ・宛名番号 ・データ区分
- ・履歴番号 ・レコード区分 ・市町村コード
- ・特別徴収義務者コード ・通知内容コード ・予備1
- ・特別徴収制度コード ・作成年月日 ・年金保険者用整理番号1
- ・年金コード ・予備2 ・生年月日
- ・性別 ・氏名カナ ・氏名漢字
- ・郵便番号 ・住所カナ ・住所漢字
- ・各種区分コード ・処理結果コード ・予備3
- ・各種年月日 ・各種金額1 ・各種金額2
- ・各種金額3 ・予備4 ・年金保険者用整理番号2
- ・特徴開始月 ・特徴開始期別 ・特徴依頼日
- ・突合結果コード ・突合区分 ・特徴状態
- ・レコード番号 ・システム作成日 ・更新日
- ・更新時間 ・更新職員宛名番号 ・更新端末番号
- ・各種金額4 ・各種金額5 ・各種金額6
- ・各種金額7 ・各種金額8 ・停止年月
- ・個人番号

- ・年金特徴受理情報(天引結果、中止結果)
- ・捕捉年度 ・依頼周期 ・依頼年月日
- ・ファイル名 ・レコード区分 ・市町村コード
- ・特別徴収義務者コード ・通知内容コード ・予備1
- ・特別徴収制度コード ・作成年月日 ・年金保険者用整理番号1
- ・年金コード ・予備2 ・生年月日
- ・性別 ・氏名カナ ・氏名漢字
- ・郵便番号 ・住所(カナ) ・住所(漢字)
- ・各種区分コード ・処理結果コード ・予備3
- ・各種年月日 ・各種金額欄(金額1) ・各種金額欄(金額2)
- ・各種金額欄(金額3) ・予備4 ・年金保険者用整理番号2
- ・レコード番号 ・システム作成日 ・更新日
- ・更新時間 ・職員宛名番号 ・端末番号
- ・各種金額4 ・各種金額5 ・各種金額6
- ・各種金額7 ・各種金額8 ・停止年月
- ・個人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

5. 課税台帳ファイル

- ・課税情報
- ・宛名番号 ・年度分 ・算定団体コード
- ・履歴連番 ・処理日 ・異動日
- ・異動事由 ・異動事由補足 ・申告区分
- ・徴収区分 ・指定番号 ・整理番号
- ・受給者番号 ・納税者番号 ・税務署連絡区分
- ・警告エラー無視サイン ・強制課税区分 ・手入力区分
- ・前住地課税区分 ・賦課所在地コード ・所得__営業等
- ・所得__営業(営業等内訳) ・所得__他事(営業等内訳) ・所得__漁業(営業等内訳)
- ・所得__農業 ・所得__肉用牛 ・肉用牛売却価格
- ・所得__不動産 ・所得__利子 ・所得__株式配当
- ・所得__配当控除無分 ・所得__配当(少額) ・所得__給与
- ・所得__公的年金 ・所得__雑 ・所得__譲渡一時
- ・所得__一時(2分の1前) ・所得__総合短期 ・所得__総合譲渡長期
- ・所得__分離山林 ・所得__退職 ・所得__分離事業雑
- ・所得__分離短期 ・所得__分離短期軽減 ・所得__分離長期一般
- ・所得__分離長期優良 ・所得__分離長期居住 ・所得__分離上場株式
- ・所得__分離未公開株式 ・所得__分離先物取引 ・所得__特控後__山林
- ・所得__特控後__短期 ・所得__特控後__短期軽減 ・所得__特控後__長期一般
- ・所得__特控後__長期優良 ・所得__特控後__長期居住 ・所得__特控後__上場株式
- ・所得__特控後__未公開株式 ・合計所得金額 ・総所得金額
- ・総所得金額等 ・純損失 ・雑損失
- ・先物取引繰越控除 ・専従者控除__配偶者 ・専従者控除__その他
- ・前々年の変動所得 ・前年の変動所得 ・変動所得
- ・臨時所得 ・特別控除__一時 ・前々年の変動所得
- ・特別控除__総合譲渡 ・特別控除__短期 ・特別控除__短期軽減
- ・特別控除__長期一般 ・特別控除__長期優良 ・特別控除__長期居住
- ・特別控除__山林 ・特別控除__上場株式 ・特別控除__未公開株式
- ・給与収入(一般) ・給与(特定控除) ・公的年金収入
- ・本人__特別障害 ・本人__他障害 ・本人__老年人
- ・本人__寡婦 ・本人__寡夫 ・本人__勤労学生
- ・本人__未成年 ・本人__夫あり ・同一生計配偶者あり
- ・同一生計配偶者あり(老人) ・配偶者所得 ・扶養__一般
- ・扶養__特定 ・扶養__老人同居 ・扶養__老人合計
- ・扶養__障害(特別同居) ・扶養__障害(特別合計) ・扶養__障害(その他)
- ・青色申告区分 ・専従者__配偶者 ・専従者__その他
- ・非課税所得区分1 ・非課税所得金額1 ・控除__雑損
- ・控除__医療費 ・控除__社会保険料 ・控除__小規模
- ・控除__生保 ・控除__損保 ・控除__寄付金
- ・控除__配偶者特別 ・控除__配偶者 ・控除__本人
- ・控除__扶養 ・控除__扶養障害 ・控除__基礎
- ・生命保険__支払額 ・生命保険__個人年金 ・損害保険__地震
- ・損害保険__旧長期 ・所得控除__合計 ・退職__退職収入
- ・退職__所得税用退職 ・退職__勤続年数 ・退職__障害区分
- ・所得税__控除__損保 ・所得税__控除__生保 ・所得税__控除__配偶者特別
- ・所得税__控除__寄付金 ・所得税__合計所得 ・所得税__所得控除計
- ・所得税__その他税額控除 ・所得税__所得税額 ・計算値__合計所得金額
- ・計算値__控除額合計 ・計算値__配当控除 ・計算値__特別減税額
- ・計算値__所得税額 ・保育用所得税額 ・課標__総合
- ・課標__総合(実計) ・課標__肉用牛 ・課標__山林
- ・課標__退職 ・課標__事業雑 ・課標__短期
- ・課標__短期軽減 ・課標__長期優良 ・課標__長期居住
- ・課標__上場株式 ・課標__未公開株式 ・課標__先物取引
- ・課標__合計 ・市__総合 ・市__肉用牛
- ・市__山林 ・市__退職 ・市__事業雑
- ・市__短期 ・市__短期軽減 ・市__長期一般

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

6. 事業所情報ファイル

- ・事業所情報
- ・科目コード ・科目詳細コード ・宛名番号
- ・大分類コード ・中分類コード ・小分類コード
- ・納付書出力区分 ・事業所ソート区分 ・連絡先
- ・作成日 ・更新日 ・更新時間
- ・更新職員宛名番号 ・更新端末番号 ・共済区分
- ・公務員区分 ・納期特例区分 ・総括はがき作成区分
- ・郵便作成区分 ・国番 ・事業所予備1
- ・普徴義務者区分 ・事業所予備3 ・義務者取消区分
- ・個人事業主一人番号 ・受取区分 ・メールアドレス ・提出区分

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル ※次のファイルで構成されるデータベースファイル 1. 当初資料ファイル(資料のイメージファイルを含む)、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル、5. 課税台帳ファイル、6. 事業所情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 システムに登録する際に、対象者が和光市にて課税できる対象かどうかをチェックし、該当しないものについては他地方公共団体へ転送する等の対処を行っている。 (eLTAxからの入手分) <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) 地方税ポータルセンタ(eLTAx)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAxを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAx)が地方税ポータルサイト(eLTAx)から取得できる情報をシステムで制御している。 <input type="checkbox"/> 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAx)が地方税ポータルサイト(eLTAx)から取得できる情報をシステムで制御している。 <input type="checkbox"/> 国税庁 <input type="checkbox"/> 他市区町村 国税連携システム(eLTAx)は、地方税ポータルシステム(eLTAx)を通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他市区町村から送信される情報以外は入手できない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 宛名システムでは権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御をおこなっている。 本情報は、統合宛名システムにより必要な個別業務システムに対し庁内連携が図られているが、番号制度の対象外の業務に対して個人番号を連携の対象としないようにすることがシステム上担保されている。 媒体により連携を図るシステムで、個人番号が活用できない事務に係るシステムには、媒体作成時に個人番号を含めないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御 業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御 ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 業務外利用の禁止等を年1度の個人情報保護研修で指導する
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
スクリーンセーバーの設定や、端末やプリンタの内容がが市民から見えない場所に設置する等を行っている。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の取り扱い場所の特定 ・特定個人情報の業務処理の内容の特定 ・秘密保持 ・委託元の事前の許諾のない特定個人情報の搬出の禁止 ・委託元の事前の許諾のない目的外利用の禁止 ・委託元の事前の許諾のない第三者への提供の禁止 ・特定個人情報の取り扱いに係る安全管理措置を講ずる規定 組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置 ・特定個人情報の返還、廃棄、消去手続に係る規定 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>「契約書」及び「個人情報及び特定個人情報取扱特記事項」に基づき、以下のとおり適切な取扱いの確保に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行ったときは、委託先で行うべき安全管理措置と同等の措置を講ずることとし、委託先に再委託先でのその措置状況に係る監督を行わせる。 ・委託先は、再委託の事前承諾を求める際、再委託先の安全管理措置の内容を委託元に報告する。 ・再委託の許諾にあたり、委託元は再委託先の安全管理措置の内容を確認し、また、再委託先の現地調査等によりその措置状況を確認する。 ・委託元は、再委託期間中、必要に応じて再委託先の事業所に立ち入り、特定個人情報の安全管理措置状況を検査する。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>和光市特定個人情報の保護に関する管理規程に基づき、保護管理者の指示に従い行う。また、定期的に特定個人情報取扱に関する研修を行い取扱いに関する意識啓発を行っている。</p> <p>(eLTAXで提供する分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人又は本人の代理人 ○給与支払者 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) <p>・審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国税庁 ○他市区町村 <p>・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p>		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>庁内連携システムを利用する場合は、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報について参照を行ったか)の記録が逐一保存される。</p>		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[] 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール [定めている] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

ルール内容及びルール遵守の確認方法

和光市特定個人情報の保護に関する管理規程に基づき、保護管理者の指示に従い行う。また、定期的に特定個人情報取扱に関する研修を行い取扱いに関する意識啓発を行っている。

(eLTAXで提供する分)

- 本人又は本人の代理人
- 給与支払者
- 公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)

・審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。

- 国税庁
- 他市区町村

・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。

・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

庁内連携システムを利用する場合は、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報について参照を行ったか)の記録が逐一保存される。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●システムにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止。 ・庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか移転できないよう、システムの仕組みとして担保されている。 ●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

●中間サーバ・ソフトウェアにおける措置	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、捜査内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
●中間サーバ・プラットフォームにおける措置	<ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●中間サーバ・プラットフォームにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

8. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ●担当職員のセキュリティ意識の向上のための取組 ・担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 ・業務外利用の禁止等や業務情報の漏えい等について、定期的にセキュリティ対策に関する研修を行っている。 ●中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<ul style="list-style-type: none"> ●中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入室管理等)、ITオペレーターの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部総務課 コンプライアンス担当 住所 351-0192 和光市広沢1-5 電話番号 048-424-9085
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	本市ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	和光市役所総務部課税課
②対応方法	・問い合わせ受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の拾代な事案に対する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

